

○スマイルセミナー

「東大和市避難行動要支援者

避難支援登録制度について」

2025年8月12日

南街・桜が丘地域防災協議会 本部

「たんぽぽ部」の主催する、今年度2回目となるスマイルセミナーが、本日、南街地区自治会集会所にて、開催されました。令和7年度市長施政方針の中の重要施策以外の主な施策として、「避難行動要支援者名簿に登録されている、要介護認定3以上の方などの個別避難計画の作成」があり、講師を東大和市地域福祉課にお願いしての表記学習会です。

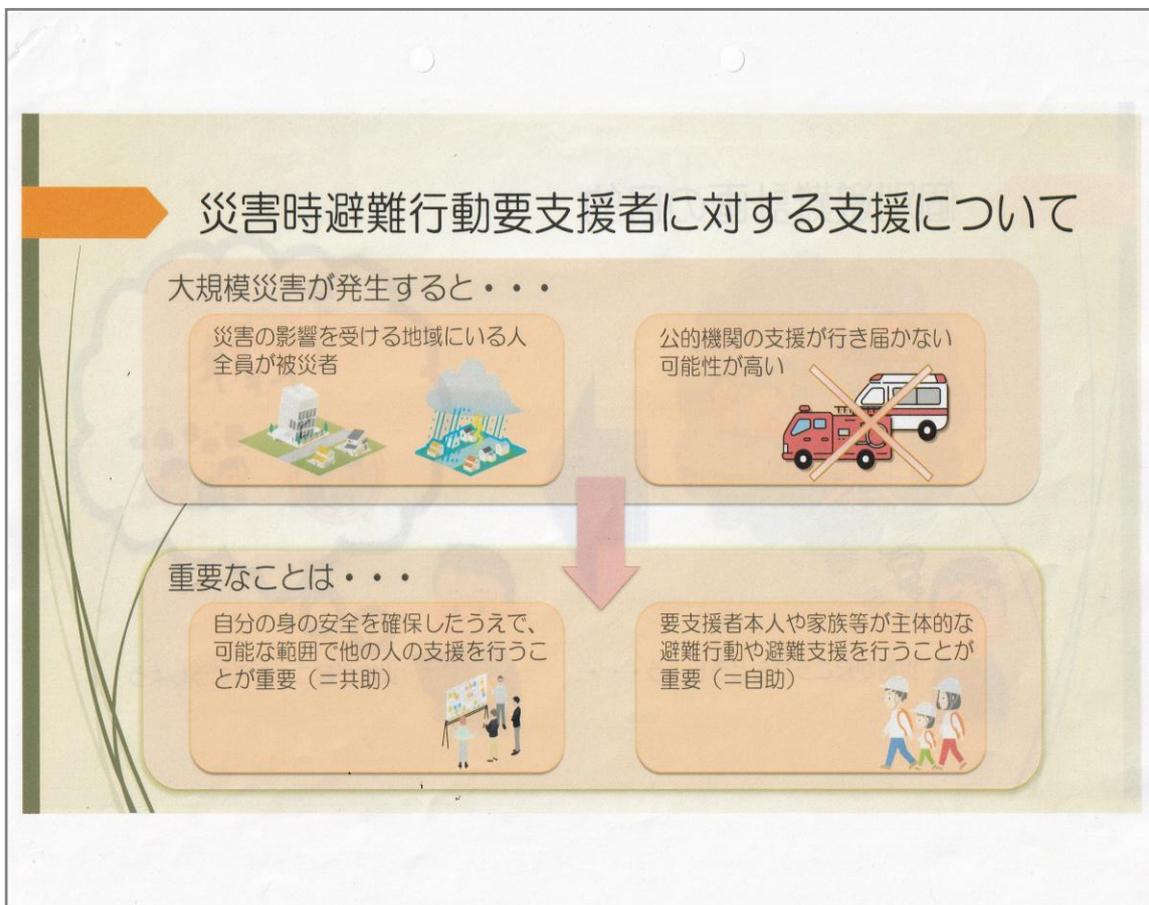
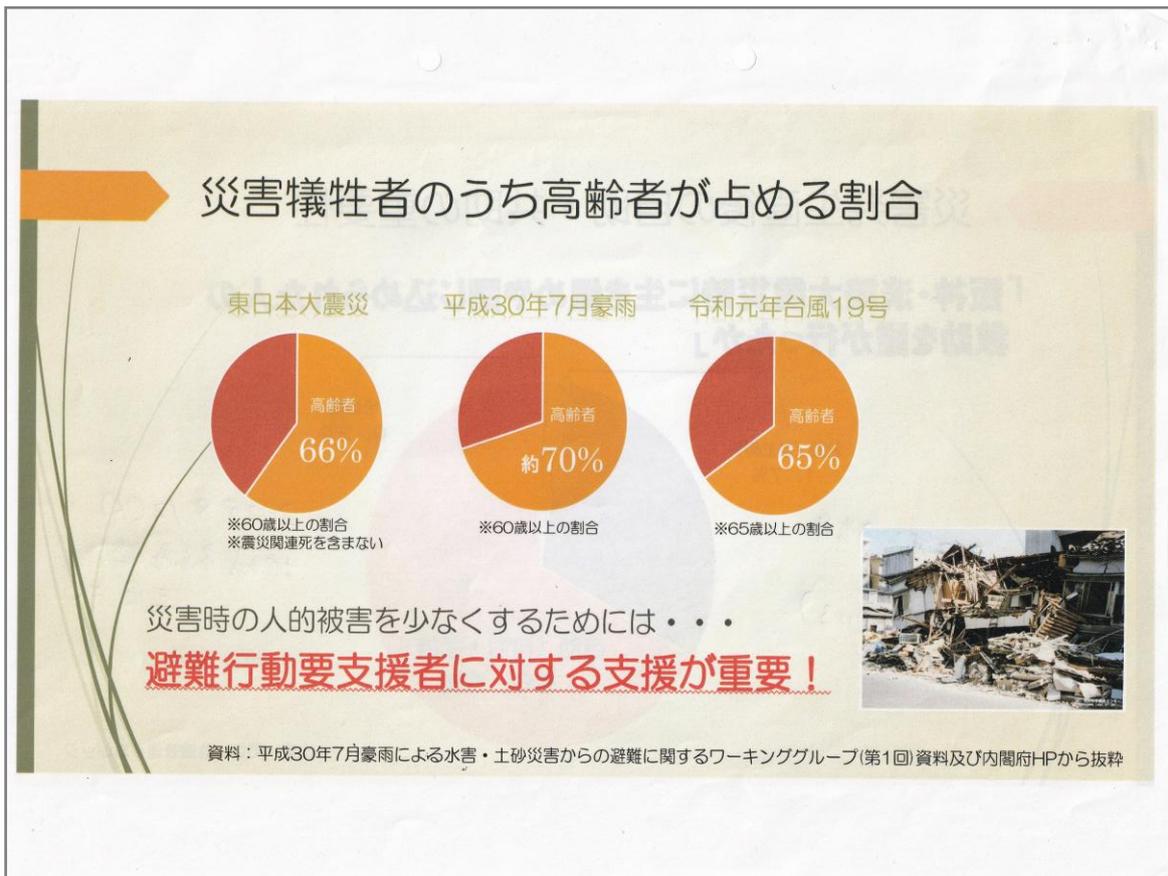


たんぽぽ部部長によるご紹介

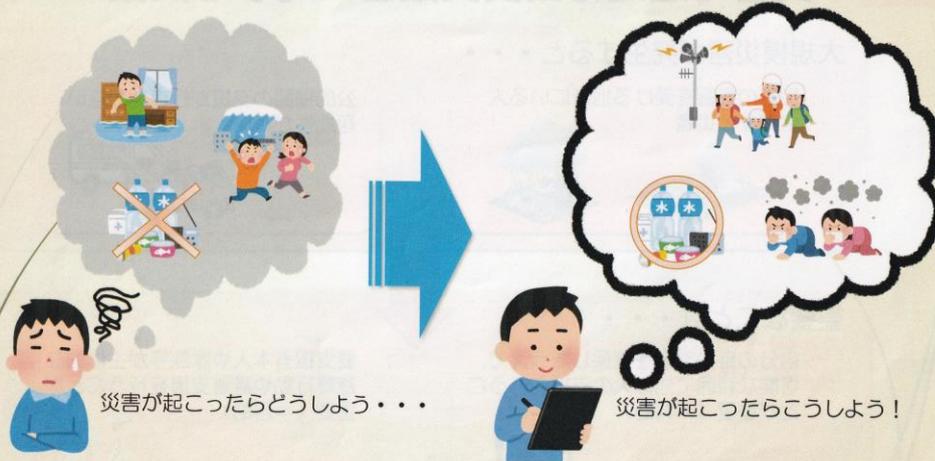


講師：東大和市地域福祉課 三田様

★テキスト(抜粋)



個別避難計画の目的



個別避難計画の内容

<個別避難計画に記載すること>

- 氏名、性別、生年月日
- 住所、連絡先、家族構成
- 緊急連絡先
- **避難支援者**
- 要支援者の状況
- 避難時に配慮しなくてはならない事項
(立つことができない、音が聞こえない、物が見えないなど)
- 避難場所までの避難経路

避難支援者の役割について

平常時

- ゆるやかな見守りや声かけ

災害発生時

自分の身の安全を確保したうえで・・・

- 要支援者の安否を確認
- 避難が速やかに行えるよう支援

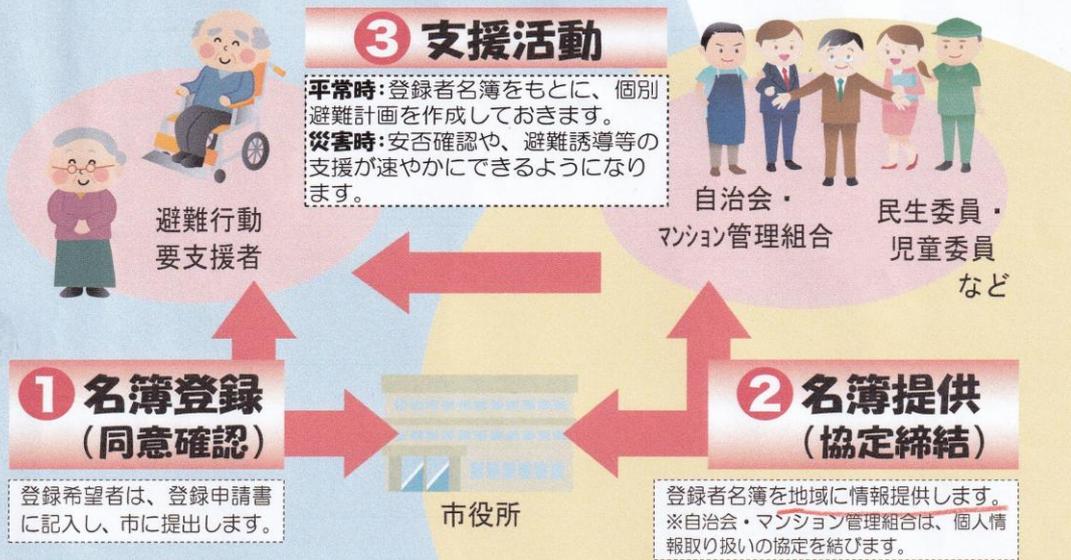
災害時の避難行動要支援者登録制度

■ 避難行動要支援者登録制度とは？

災害時に、家族などの支援を受けられず、自力での避難が困難な方は、避難が遅れ孤立してしまうおそれがあります。そのため、地域の皆さんの力をお借りして、災害時に助けを必要とする方々の支援をできるようにする体制を整えるための制度です。



■ 登録制度のしくみ



■ 対象者

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 要介護認定3以上の方 | 4 要支援、要介護認定1・2で同居者が65歳以上の高齢者の方 |
| 2 心身等に障害がある方 | 5 難病患者 |
| 3 要支援、要介護認定1・2で一人暮らしの方 | 6 妊産婦・乳幼児 |
| | 7 その他支援が必要と判断される方 |

■ 申請書の配布 市役所、公民館、市民センターで配布。または、市ホームページからダウンロード。

■ 問合せ先 東大和市役所 地域福祉課 電話 042-563-2111 (内線1154)

以上